

日蓮における政治的行動と法知識人的性格

笠井, 正弘

<https://doi.org/10.15017/2231612>

出版情報 : 九州人類学会報. 7, pp.1-11, 1980-03-31. Kyushu Anthropological Association
バージョン :
権利関係 :

日蓮における政治的行動と法知識人的性格

笠井正弘

日蓮宗系諸教団を観察すると、その特徴として現世利益的呪術的密教文化の色彩を強く示す反面、程度の差はあれ、又歴史的状況によっても強く影響を受けるが、高度の政治的関心が存在することが指摘される⁽¹⁾。たとえば創価学会は周知の如くその政治的関心のもとに公明党という政治組織を結果している。我々は創価学会の組織を独立変数として、その政治的行動を捉え易いが、確かに公明党という組織は創価学会の組織の存在抜きには展開し得ないものの、政治的関心自体は、何等組織の存在に第一義的に関わってはいない。別の例として日本山妙法寺を挙げてみよう。この宗教運動は、明治30年代より顕著になってきた日蓮主義運動と軌を一にする。近代化の急激な傾向下での、日蓮宗系教団内の改革運動の一つである。日蓮主義運動も政治的関心の強い運動であり、5・15や2・26事件と密接に関わっていたことが知られているが、それは宗教運動に迄は展開せず、教団内の教義解釈闘争の闘をほとんど出なかった。それに対して、日本山は、前述の創価学会と同様、自ら新たな改心者を産み出し、強い信仰で結ばれた宗教運動へと展開した。然るに日本山は、創価学会が官僚制的構造を有した組織体であるのとは対照的に、⁽²⁾その唱導者藤井日達師の個人的カリスマに決定的に依存する、face-to-faceな構造を持つ組織体である⁽³⁾。その宗教的行為としては、日本のみならず世界をも視野に入れた仏舎利塔建立をスローガンに、各地に仏舎利塔を出現させてきた。その反面、核兵器廃絶の平和行進や、水俣闘争、成田空港闘争に積極的に関わり、過激な政治運動をも展開している。創価学会の宗教性を安易に批判する者が、宗教と政治を混同している点を挙げているが、⁽⁴⁾その批判は日本山に対しても当てはまると言えよう。創価学会と日本山は、全く異質な組織体であるにもかかわらず、ともに高度な政治的関心が観察されると言うことは、少なくとも創価学会の政治運動を、その組織を独立変数としてのみ促えることの危険性を示すに充分と言える。日蓮宗系諸教団における政治志向性の強さは、それ自体が独立した宗教的文化因子であり、政治的運動自体が、極めて宗教的行為であるという点を見逃してはならない。日本山の仏舎利塔は、その宗教的意味としては、創価学会の大石寺の板曼陀羅と同様、最も重要な象徴であるが、平和塔とも意味付けられていて、政治的意味付けは、板曼陀羅以上に強い。則ち、仏舎利塔の建立運動自体も亦政治的意味を持っているのである。従って日本山の宗教性を分析する際に重要な視座は、一見日常的文脈内にあると考えられている世俗内的政治行為に、彼等はいかにして非日常的宗教的意味を付与しているか、を解明することにある。しかしこの論文では、日本山の研究を直接対象としていないので、その詳細は他の論文に譲ることにしたい⁽³⁾。ここではそのような日蓮宗系教団に特徴的な政治志向性を示す宗教性の唱導者、日蓮自身に焦点を当て、彼の宗教性に占める政治行動の意味と、その様な宗教性を構築させるに至った彼の性格を、特に後者を中心に考察しようと思っている。

日蓮における政治的行動と関わった宗教的シンボルとしては、諫暁、あるいは国主諫暁という概念が中

核的位置を占めており、後の教団展開に際して、重要な宗教的行為の一つとして把持されてきた。それは為政者に法華経信仰、それも久遠実成积尊という最高神格への人格的信仰を、国教として採用することを勧め、更にその中心的象徴として国立戒壇を建立し、全民衆の帰依の中心、秩序の中心を現世に出現させようとするための政治行動である。そしてそれは何よりも日蓮自身の宗教的行為自身にその原型が見出される。日蓮の宗教活動は、少くともその禍の予言者的特徴を持つに至った局面に関しては、⁽⁵⁾ 文応元年（1260年）39才の時、『立正安国論』を幕府へ上呈し、念仏宗の停止を公的に訴えた時に始まる。日蓮自身この行動を最初の諫暁と呼んでおり、この後文永五年（1268年）の再度の『安国論』の上呈、更に文永十一年（1274年）の侍所所司平頼綱との会見と言う三度の政治的行為を、諫暁という概念は実体的に現わしている。⁽⁶⁾ この概念は、元来、中国読書人官僚の精神的支柱をなしている儒教的儀礼を、皇帝が伝統に従って行なっているかを見張る役目を荷った御史大夫の皇帝への抗議権を示すものである。しかし日蓮宗系諸教団の場合は、国主へ、法華経を国教化することを要求する行動を指している。日蓮の場合、その国主として、鎌倉幕府を、それも執権北条氏（時頼及び時宗）とその得宗被官平頼綱等を具体的には指している点が重要である。朝廷や当時の朝廷系の非源氏の将軍には、日蓮は無関心というよりは敵対的ですからある。⁽⁷⁾ この様な態度は、関東武家系の領主一名主層に共通のものではなかったかと思われる。日蓮は明らかに執権北条氏を頂点とする関東武家支配を正当的支配とみなし、それに強い愛着を感じているものの一人である。それ故それは、憎悪の温床でもある。さてここで日蓮に特徴的であるのは、その幕府との関わりの接点が、公場対決という、法廷闘争を通してであり、諫暁という概念も、彼にあっては、上述の如く『安国論』を上呈し、実は法による公場対決を要求する行為を示しているのである。これは日蓮の宗教性を考察する場合に重要な視点となろう。彼は蒙古来襲による幕府の滅亡を予言し、それ故禍の予言者の類型に入れられると思うが、「あはれ平左衛門殿さがみ殿日蓮をだに用いられて候しかば、すぎにし蒙古国の朝使のくびはよも切せまいらせ候はじ」⁽⁸⁾ という言葉や、蒙古を隣国聖人と呼ぶ態度には、武断的行為を避ける傾向が強く見られる。しかもその平和主義的色彩は、法治主義的秩序維持への強い傾向に根ざしていると思われ、秩序維持への侵犯に対しては、激しい怒りを示しているのと対照的である。⁽⁹⁾ 幕府に対する亡国の呪詛、言い換えれば禍の予言は、この怒りの局面の現われだとも言えよう。幕府への呪詛の正当性は、明らかに幕府が法秩序を侵犯したという視点に立脚している。「御式目を見るに、五十一箇条を立てて、終に起請文を書載たり。第一第二は神事仏事乃至五十一等云々。神事仏事の肝要たる法華経を手になぎれる者を讒人等に召合せられずして彼等が申すままに頸に及ぶ。然れば他の中にも比起請文に相違する政道は有らめども、此は第一の大事なり。日蓮がにくさに国をかへ、身を失わんとせらるる歎。⁽¹⁰⁾」と言う表現等は、それを良く反映している。すなわち、国の亡ぶ原因は、幕府が式目に規定された政道に相違した行政を行なっているからだと言う文脈が構成されている。猶日蓮は、法華経より『久遠実成积尊』という人格的神性を要請して、独自の宗教性を確立したのであるが、その神性は、秩序違反者を厳しく罰する怒りの人格を特徴としている。彼の世界観については、詳細は「宗教研究 53 巻」を参照されたい。そこで何よりも重要な点は、その世界観が、日蓮の法秩序維持への高度に固着化した理念と、その違反に対する激しい怒りとであり、人格的神性の要請は、怒りという日蓮の人格的行為の要請に依る投影だという点

にある。日蓮自身やその支持者達は、その人格的神性の世界の出現を予告し、又その出現を確かなものとする使者に位置付けられ、その行為によって生ずる迫害の存在を正当化しようとしている。そしてその行為こそが、現世における最も宗教的行為と位置付けられ、かくて諫暁という政治的行為は、日蓮宗において、最も宗教的な行為の一つの座を獲得するに至った。以上述べて来た論点より、日蓮にも政治的行為が色濃く観察され、しかもそれが彼の宗教性の中核を占めている点、及びその政治志向性に世俗的法秩序維持への強い価値付けが関わっている点が示されたであろう。そこでこの論文では、彼の俗的性格としての世俗法的知識人的性格の形成を、荘園体制下の沙汰雑掌的職能を彼が有していた面から捉えてみようと思う。ここで沙汰雑掌と言うのは、荘園管理に当る名主クラスの事務官僚たる代官のことで、所務雑掌が徴税等の所務に携わったのに対し、領主にかわって訴訟に携わった職能者を指す。

さて、何よりもまず日蓮と訴訟との関係を示しておこう。

西暦	年号	日蓮の事蹟	訴訟関係	幕府の動向
1221	承久三	(承久の変)		承久の変
22	貞応一	日蓮安房国長狭郡東条郷に生る。		
24	元仁一			北条泰時執権就任
32	貞永一			御成敗式目制定
33	天福一	清澄寺に登り学問を修業。	この寺は彼の経済的外護者の1人領家の尼の所領内にあったものと思われ彼をこの地の地頭景信との対立がこの寺を中心に展開する。なお景信は念仏宗徒であった。	
37	嘉禎三	同寺にて出家。		
40	仁治一	このころから京畿に遊学し約11年をこの地に過す。		
42	仁治三			北条泰時死す。
46	寛元四		◎	北条時頼執権就任。御家人保護を目指した撫民政策と得宗専制化政策との矛盾が展開。悪党悪僧禁圧政策によってこの矛盾を克服しようとする。

西暦	年号	日蓮の事蹟	訴訟関係	幕府の動向
1253	建長五	故郷の清澄山に帰山し法華経信仰を開陳。	この帰山の背景に件の領家の尼と景信の土地争論があったことは見逃せない。	
◎54	建長六	◎	◎ この年領家の尼の地頭代として、景信と係争勝訴する。その結果武力で景信に故郷を追われ鎌倉に出る。	
56	康元一			時頼執権辞任し出家。長時執権就任
57	正嘉一			園城寺戒壇建立運動開始 山門反発
58	正嘉二		◎	◎ 飢饉発生。幕政批判が顕在化
59	正元一	『守護国家論』撰述。幕府の宗教政策批判開始		
◎60	正元二 (文応一)	『立正安国論』を選述し鎌倉幕府へ得宗被官宿屋入道を介して上呈後時頼と会見する。	この行為も一種の訴訟行為とみなし得る。又御家人被官層に日蓮の理解者が出ていることが注目される。	
61	弘長一	このころ鎌倉の念仏宗徒と法論を行ない、対立が激化する。その結果悪僧として伊豆流罪となる。	この流罪に時頼政権によって推進された悪党禁圧政策における悪の概念規定の転換を知ることができよう。この転換は蒙古来襲時に決定的となる。	
62	弘長二	『顕謗法抄』を撰述し律宗批判を開始する。		幕府の召請によって叡尊鎌倉へ下向。その弟子忍性多宝寺に住す。
63	弘長三	流罪を赦される。東条へ帰郷する。		時頼死す。

西暦	年号	日蓮の事蹟	訴訟関係	幕府の動向
1264	文永一	東条郷小松原大路で武装した景信一行に襲われ死者1人を含む重軽傷者を出し、自らも負傷する。	日蓮は以前にも景信に武力で故郷を追われており、強力な法治国家への期待が強まったと言える。	
67	文永四			忍性鎌倉極楽寺に住す。
◎68	文永五	『安国論』を浄書して幕府要路者に進呈『安国論』の主旨を方々に申送る。 (蒙古国書来朝)		蒙古国書来朝 幕府讃岐の御家人をして蒙古来襲に備えさせる。
69	◎	◎ 『問注得意抄』撰述。宮◎本氏に裁判の手続を細かく指示。	◎ この時期から日蓮の今1人の経済的外護者の1人、下総の守護千葉氏の被官御家人富城常忠の信仰講仲間が訴えられ裁判闘争が始まる。	◎ 時宗執権就任
71	文永八	『十章抄』撰述 6月忍性に幕府が祈雨の修法を依頼したのに対し、日蓮は挑戦する。 ◎ 9月これ以前に律宗及び念仏宗徒によって行敏を訴人として幕府に訴えられる。 9月12日 平頼綱によって逮捕される。 10月佐渡に配流〔内罰的傾向が生ずる〕	前述の裁判はまだ続いており得宗被官侍所所司平頼綱の手に移った。 行敏・日蓮を訴う。 『行敏御返事御会通』撰述 13日に出された御教書は国論統一を乱す行為を悪党の所業と規定するようになる。	この頃、一般御家人の利害の保護政策の貫徹を目指す。 安達泰盛と得宗専制化政策の代表者平頼綱との対立が深化し始める。 9月13日 幕府・九州に所領を持つ東国御家人に命じて異国警固のために九州に下向させる。又国論統一を目論んだ御教書を発布する。
72	文永九	2月『開目抄』撰述 ◎ 3月『佐渡御書』撰述。「教団成員への関心強まる」	リーダーシップを失なう。	2月北条時輔の乱

西暦	年号	日蓮の事蹟	訴訟関係	幕府の動向
1273	文永十 文永十一	『観心本尊抄』撰述。 2月佐渡流罪赦さる。 4月平頼綱と会見。蒙古問題 を論ずる。 5月身延山に入山		10月文永の役
75	建治一	『撰時抄』撰述		9月幕府竜口で蒙古使者 を斬る。 12月幕府高麗進攻を計画 のち中止。
76	建治二	この頃池上宗仲、日蓮の教 えを信受し、忍性に帰依し ていた父より勘当さる。 『報恩抄』撰述 駿河熱原滝泉寺院主代同寺 居住の日蓮の弟子等に念仏 を強要し、後の熱原法難の 伏線となる。	教団成員への厳格主義的態 度が顕在化する反面、リー ダーシップが復活する。そ の結果教団成員の主従・親 族・友人間にコンフリクト が発生。	平頼綱を頂点とする律宗 念仏宗等の人脈が日蓮教 団へ執拗に干渉するよう になる。池上宗仲の事件 はその発端と言える。 九州の防塁築城が始まる。
77	建治三◎	この頃下山兵庫五郎・因幡 房日永が日蓮に師事するこ とを咎む。 江馬氏・四条頼基の日蓮に 帰依することを咎め、主に 随従すべきを命ず。	◎日永に代って陳状を書く。 ◎頼基に代って陳状を書く。	
78	弘安一	駿河熱原の実相寺・四十九 院での宗教対立激化。四十 九院の日興等、寺内を追放 さる。		
79	弘安二	8月滝泉寺院主代日秀の檀 越弥四郎男の首を斬ら せる。	この事件を日秀等の所為と して院主代等は平頼綱と手 を合わせ弾圧しようとする。	蒙古国使を博多に斬る。

西暦	年号	日蓮の事蹟	訴訟関係	幕府の動向
1280	弘安三	◎ 9月滝泉寺院主代平左近入道行智日蓮の弟子日秀等を刈田狼籍の件で訴える。日秀等の檀越、熱原の百姓等20名鎌倉に連行さる。 築前宮崎宮、鎌倉鶴丘八幡宮炎上。 『諫暁八幡抄』撰述	日秀に代って陳状を起草する。 10月3名斬首される。	朝廷、異国調伏を祈らしむ
81	弘安四	忍性幕命により攘夷の祈禱を稲村崎に修す。		弘安の役
82	弘安五	日蓮身延山を下山、池上宗仲の邸に死す。		

ここで注目されるのは、日蓮が多くの陳状を弟子達のために書いていることであり、この陳状こそは、日蓮が現在の弁護士の役割を期待されていたことを示す良き例と言えよう。更に又彼の用いる「代官」、「与同罪」、「証文」⁽¹¹⁾等の概念が、幕府法に携わるもののそれである点も指摘されよう。しかし何よりも注意して欲しいのは、建長5～6年に顕在化した領家の尼と地頭景信との土地争論に、彼が領家の尼の代官として、訴訟に従事し、彼女を勝訴に導いている点である。川添照二氏は、「日蓮の出自について」において、日蓮と領家の尼との関係を関東武家系地頭領主と名主的代官との枠で促える必要性を示唆された。これは日蓮の性格を考察する上で重要なポイントとなる。地頭景信が念仏宗徒であり、領家の尼が偶々日蓮の法華信仰を受容したという関係で彼女の傍人となったのでは決してない。日蓮にとって彼女は、彼の少青年時代の勉学生活へ経済援助を与えた重恩の人なのである。しかも出資者は彼女一人に止まらなく、例えば日蓮の有力な弟子の一人富木常忍(日常)の母も又重恩の人であった。彼等は一体日蓮の何に期待して出資したのであろうか。彼の親は、浦刀弥的性格の名主層であったと言う点が示されているが、その財力では、十年余に登る、19才からの京畿遊学の費用は出せない。そして何よりもその親自身も彼等と被官関係にあって、その縁故が決定的に関わっていると思われる。さてそこで当時の司法体制に少し言及しておく必要がある。当時は日本においては、訴訟は律令体制下と同様当人主義であり、独立した職業的身分層としての弁護士層は全く形成されていなかった。しかるに荘園体制の展開は、土地争論を発生させ、訴訟に専門知識を有する方が決定的に有利であった。この時当人主義は領主層にとって明らかに重荷であり、被官関係を結んでいる者で、訴訟知識の明るい者を当事者に仕立ててこの任に当たらせると言

う方法を発見した。一人の名主が、出作という形で多数の領主と被官関係を結び得た当時の荘園経営もまた、この方法を展開させる要因となったと思われる。この様にして、当人主義という手続き法制下での、西歐的弁護士の職業身分の形成を極度に抑制しようとする傾向の中で、荘園経済の自律を補佐する下位職能を荷って出現したのが、沙汰雑掌であり、かなりの専門的技術を身につけていた様である。優秀なものは、荘園経営に対して強い発言権を持つ場合もあったが、飽く迄荘園経営の下位職能を有するに止って、職業的な自律した専門職を有する身分層の形成へと向かわなかった。この様な状況下で、関東系の在地の中小の地頭領主層も、自らの権益の保全のために、識字能力の優れた少青年に出資して、私的な弁護人たる沙汰雑掌を育成しようとしたとしても当然であろう。その時やはり荘園領主としてその識字能力を手段に権益を確立しようとしていた寺院は、私的な専門学校に替わる、未分化な弁護人の育成機関であったと思われる。日蓮を出家させ、多大な出費を負担した人々は、彼の沙汰雑掌的能力に期待する面も大きかったと思われる。日蓮が京畿遊学を打ち切って帰郷したのは、上述の領家の尼と地頭景信の訴訟事件の直前であり、呼び戻されたと見るのが妥当であろう。そこで日蓮は沙汰雑掌としての有能さを発揮し、領家の尼を勝訴させている。これこそが、出資者達が彼に期待した元来の職能であったと思われる。この事件の日蓮に与えた意味は大きく、世俗法たる御成敗式目への絶対的信頼と、それを有していることの強い自信とが植えつけられたものと思われる。彼の自信の大きさを示す例として、「問注得意抄」⁽¹²⁾が挙げられよう。これは、前述の富木常忍に与えられたものである。常忍は千葉氏の家令で、日蓮と同様千葉氏の財産管理に関わる訴訟に携わっていた。従って日蓮にとっては沙汰雑掌仲間ということにもなる。上の書簡は一種の専門家たる常忍に、手続法上の注意を与えたものであり、その自信の程が窮える。この様な世俗法への強い関心は、他の鎌倉新仏教の祖達、例えば法然・親鸞・道元・一遍・叡尊等には全く見られないものである。むしろ慈円の「愚管抄」に似た文脈が観察される。⁽¹³⁾慈円は山門系荘園経営に当る領主の立場から安定した法治主義支配を期待しており、日蓮は在地名主層の立場から、その荘園領のそれを期待している。両者はともに荘園保護法に強い関心を示している点で共通しており、前者が朝廷系の法に、後者が鎌倉幕府系の式目に正当性を認めている点で相異しているのみである。従って特に慈円の武家政権への支持⁽¹⁴⁾、日蓮と同様⁽¹⁵⁾、この荘園保護法としての性格を考慮せねばなるまい。しかし成程日蓮は釈尊御領の奪還という行為を宗教的目的としてはいるが、⁽¹⁶⁾慈円以上に明白に式目という世俗法による法治主義支配を期待している。この様な態度は明らかに以上述べた如く、日蓮が、僧侶である反面沙汰雑掌的存在でもあった点に帰属させられ得るであろう。

さてこの小論を結ぶに当って、以上の如き日蓮における沙汰雑掌的世俗法的知識人的性格が、彼の宗教性といかに関わっているかに言及しておこう。彼の宗教性の中核部分は、その密教的部分よりは、むしろ終末論的予言者的性格にある。⁽¹⁷⁾より具体的に言えば、蒙袭来襲による日本国の亡国を説いた禍の予言と、上行菩薩等に補佐された久遠実成釈尊の支配する仏国土の出現を予告する至福千年説的予言とである。⁽¹⁸⁾それは更に法華経信仰者の世界である釈尊御領を侵犯した邪教徒——最初は念仏宗、後に禅宗・律宗・真言天台宗へと次々と攻撃が向けられたが——から、土地を奪い還そうとする行為に宗教性を見出すことにその基盤がある。その奪還の手段として日蓮は公場対決という訴訟手続きを闘争手段とした。そこには沙汰

雑掌的役割を荷って地頭景信と法廷闘争を行ない勝訴した体験が、大きく作用しているであろう。ところで日蓮は、個人として、伊豆流罪、小松原法難、竜口法難という三度の受難を体験している⁽¹⁹⁾。これ等は日蓮の宗教性を解明するのに重要な手掛りを与えてくれる。先ず小松原法難であるが、これは法的勝利の有名無実を示すものである。この法難は、日蓮一行が故郷の小松原を通りかかった時、件の景信に襲われ死者一名を含む重軽症者を出した事件である。この事件に先立って、日蓮は、領家の尼を勝訴させた時、景信により故郷を追われている。又領家の尼自身も景信を恐れて、日蓮を避けるようになる。この事は、当時法治主義支配を貫徹する手段たる、公的警察組織が、専門的知識及び技術を全く欠いた地頭に委ねられており、実質的には武装自衛せざるを得ない状態であったことに帰因する。その意味で地頭景信に襲われたと言うことは、日蓮に公権力に対して矛盾を自覚させる契機となった。彼の法華信仰の中に釈尊への人格的信仰、それも秩序違反者を罰し、命令する人格への信仰が発生したのは、まさにこの法難を契機としている。又地頭景信は念仏宗徒であり、この期間に日蓮の公権力への反感は明らかに念仏宗へと転移され念仏宗への情動的嫌悪が形成されたと考えられる。日蓮の念仏宗批難は、多分に景信との個人的関係が作用している。しかしそれも、領主——名主的荘園支配体制と、守護——地頭の初期領国支配体制との対立関係がその背景にあり、武断的地頭層に急速に念仏宗が浸透して行く過程が展開されつつあったことを知る時、その批難が社会的意味を獲得するに至るのである。時間的には先行するが、弘長元年に日蓮は伊豆へ流罪になる。これは念仏宗批難をこの時期に積極的に行ない、幕府より悪党として処罰された事件である。この事件の背景として、執権時頼政権下における得宗被官専政体制の拡充政策の展開が挙げられる。時頼はその代償として非得宗被官の御家人層の慰撫政策をとるが、その実悪党禁圧政策を強化している⁽²⁰⁾。この政策は時宗にも受け継がれるのであるが、その際悪の概念規定の変更拡大化傾向が強まってくる。それは幕府法のイデオロギーにも当然反映され、例えば、領主と地頭の土地争論においても、地頭に有利な判決を下す傾向が進行してくる。日蓮の如く地頭と念仏宗とを混同した宗論をするものは、従って容易に悪党のラベルを貼られることになる。以上の2つの事件は、日蓮に法的秩序と行政機構を分離して認識する素地を築かせることになったと思われる。すなわち式目と幕府機構とが分離され、後者の価値が極度の低下傾向を示すことになる。小松原法難では、法的秩序の維持を実行できる信頼すべき警察司法機構が期待され、現実の守護地頭体制の無意味さが痛感された。又伊豆流罪では、少くとも日蓮の眼には、幕府が式目に違背するように映ったと思われる。ただ伊豆流罪当時の資料は少いので、推定するしかないが、文永五年に蒙古国書が来朝した時、『安国論御勘由来』の中で禅宗を批判することを通してその帰依者時頼を批判しているのが注目される。そしてそれは後に時頼は禅宗を信じたが故に若死に無間地獄へ堕ちたという主張へと展開する。この時点では式目と執権支配とは完全に分離していることが確認できよう。これ等2つの事件の成果は、竜口法難では統合されて現われてくる。この事件は文永十二年に発生した。直接の原因は、日蓮の念仏、律宗批判を悪党の所業として関係者が行敏を訴人として訴え出たことにある。これに対する幕府の対応は実に早く、3日後に逮捕され処刑されようとした⁽²¹⁾。ただこの処刑は延期され佐渡へ流罪処分になっている。この時の刑執行責任者は、侍所の所司平頼綱で、時宗政権下の得宗被官のトップであり、日蓮は彼を日本国の棟梁と呼んでいる⁽²²⁾。この時日蓮は公正な裁判を強く要求したが、全く無視

された。逮捕に来た頼綱の部下は、彼自身を含めて、何ら景信と代わらぬ私怨を晴らしに来た暴徒に過ぎなかった。この司法の最高責任者は少くとも日蓮に関する限り、公正な裁判を行なう意志を全く持っていなかった。後に日蓮の弟子檀越に対して熱原の法難が発生するが、その時も彼は公的裁判抜きに、日蓮の檀越を自分の私邸に連れ込み、長男に矢を射かけさせて殺させている。この様な幕府の態度にもかかわらず、日蓮は幕府法たる式目への価値付けを下げない。否むしろ現実生活の手段としての世俗法の位置から窮極的意味を象徴する目的へと昇華させている。この時点で式目は法華経と等価を獲得するに至る⁽²³⁾。そしてそれは時頼・時宗による執権支配の現状への徹底的否定の傾向を発生させ、理想世界への願望とその顕現を宗教的中核へ据えることになる。その否定の局面が禍の予言を現象させ、願望の局面が終末論的至福千年説的世界観を現象させた所に、日蓮の宗教性の、少くとも仏教世界では非常に特異な特徴があると言えよう。

- (1) 拙著「日蓮の思考と政治志向性」（西日本宗教学雑誌4号）参照。
- (2) 創価学会の組織については、鈴木広著「創価学会と都市的世界」（九州大学哲学年報）参照。
- (3) 日本山の組織については、文部省科学研究費奨励研究A54年度分により、現在調査中であり、別の論文で紹介する。
- (4) 藤原弘達著「創価学会を切る」等はその典型であろう。
- (5) 禍の予言については拙著「日蓮の性格と禍の予言(1)」（ブディスト2号東方界）
- (6) 下山御消息（昭和定本1335頁）等を参照せよ。
- (7) 法門可被申様之事（昭和定本448頁）参照。
- (8) 兵衛志殿御書（昭和定本1388頁）参照。
- (9) 兵衛志殿御返事（昭和定本1401～1406頁）に見られる例もその典型であろう。
- (10) 下山御消息（昭和定本1333頁）。
- (11) 証文という概念については「日蓮の性格と禍の予言(3)」（ブディスト）
- (12) 昭和定本439頁
- (13) 拙著「日蓮の道理観に関する社会学的一考察」（西日本宗教学雑誌5号）
- (14) 愚管抄巻第七に顕著に見られる。
- (15) 慈円の場合は、公家朝廷系将軍支配の成立を弁護する政治的立場が強いが、日蓮はより明白に頼朝・義時に表象される法体系に強い関心がある。
- (16) 川添照二著「日蓮の宗教形成における念仏宗排撃の意義」参照。
- (17) 日蓮の終末論に関しては中尾堯編「日蓮宗の諸問題」における中尾氏の論文、及び拙著「日蓮とその予言」（平楽寿書店『研究年報日蓮とその予言』）参照。
- (18) 上掲の「日蓮とその予言」参照。
- (19) 竜口法難は教団レベルの迫害でもあるが、教団迫害についてはより大きな熱原法難が発生して

いる。

- (20) 網野善彦「蒙古来襲」(小学館『日本の歴史』)
- (21) 対蒙古臨戦体制と竜口法難との関係については、高木豊著「竜口法難の構造」(日蓮とその門弟) 参照。
- (22) 昭和定本 502 頁「一昨日御書」。
- (23) 日蓮のこのような思考形式は、ミンコフスキー等精神病理学的視野からは、分裂傾向が強い点が指摘されよう。しかし、その分裂的思考の中核に世俗法たる式目が関わっている点が特異であり、古代ユダヤの禍の予言者と比較法的に有意味な点でもある。私はこの現象を世俗法コンプレックスと呼びたい。なお日蓮の宗教性を古代ユダヤ教の禍の予言者と、世俗法コンプレックスを中心に比較したものとしては、拙著「日蓮の性格と禍の予言(≡)」(東方界『ブディスト第3号』) 参照。